

第2号様式（第8条関係）

記入例

渋谷区 ベビーシッター利用内訳表

対象児童名を記入
※児童1人ずつ作成してください。

利用月を記入
※利用月ごとに作成してください。
1回の申請で複数月を作成する場合、
シートをコピーして月ごとに作成して
ください。

フリガナ	シバヤタロウ
児童名	渋谷 太郎

10	月分
----	----

【留意事項】
●内訳表は児童ごとにひと月単位で作成してください（色付きの箇所についてご記入ください）。1回の申請で複数月を作成する場合、シートをコピーして月ごとに作成してください。
●入会金、申込金、交通費、キャンセル料等は別途で請求いたします。
●偶然たる保育サービス提供単価が標準単価を超えた場合は、超過分は別途料金となります。
●対象外となる利用があった場合は、対象外となる利用がなかった月分として扱われます。

No.	申請する 利用日	利用時間帯	7:00～22:00 利用時間数	22:00～7:00 利用時間数	保育料 (割引前)	クーポン等の 割引金額
1	1 日	9 : 00 ~ 12 : 45	3 時間 45 分	0 時間 0 分	9,600 円	0 円
2	4 日	20 : 00 ~ 23 : 30	2 時間 0 分	1 時間 30 分	10,200 円	2,200 円
3	9 日	21 : 00 ~ 2 : 30	1 時間 0 分	4 時間 30 分	27,000 円	1,000 円
4	10 日	3 : 00 ~ 9 : 30	2 時間 30 分	4 時間 0 分	35,000 円	0 円
5	18 日	17 : 30 ~ 22 : 45	4 時間 30 分	0 時間 45 分	18,000 円	4,400 円
6	20 日	9 : 15 ~ 13 : 20	4 時間 5 分	0 時間 0 分	14,000 円	2,000 円
7	24 日	6 : 30 ~ 14 : 55	7 時間 55 分	0 時間 30 分	28,000 円	0 円
8	30 日	21 : 10 ~ 3 : 15	0 時間 50 分	5 時間 15 分	33,000 円	2,200 円
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

渋谷区記入欄	合計	26 時間 35 分	16 時間 30 分	174,800 円	11,800 円
	時間数 (7:00～22:00) (1時間未満切り捨て)	27 時間	時間数 (22:00～7:00) (1時間未満切り捨て)	16 時間	月合計 時間数 43 時間
	補助対象保育料	163,000	補助上限額	123,500	選定額
	備考				

●ブルーのセルが入力箇所です。
※プルダウン選択項目は、直接入力することも可能です。

●印刷または「Excel」様式をダウンロードしてご利用ください。

●「Excel」ではなく、表計算ソフトの「Numbers」により作成する場合は、拡張子をpdfとして保存することにより、電子申請フォームからの添付（アップロード）が可能です。

利用時間数	
①10月01日 09:00～12:45	⇒ 日中区分 3時間45分、夜間区分 0時間
②10月04日 20:00～23:30	⇒ 日中区分 2時間、夜間区分 1時間30分
③10月09日 21:00～02:30	⇒ 日中区分 1時間、夜間区分 4時間30分
④10月10日 03:00～09:30	⇒ 日中区分 2時間30分、夜間区分 4時間
⑤10月18日 17:30～22:45	⇒ 日中区分 4時間30分、夜間区分 45分
⑥10月20日 09:15～13:20	⇒ 日中区分 4時間05分、夜間区分 0時間
⑦10月24日 06:30～14:55	⇒ 日中区分 7時間55分、夜間区分 30分
⑧10月30日 21:10～03:15	⇒ 日中区分 50分、夜間区分 5時間15分

補助上限額
・日中区分 26時間35分 (1時間未満切り捨て) ⇒ 上限額 26時間×2,500円=65,000円
・夜間区分 16時間30分 (1時間未満切り捨て) ⇒ 上限額 16時間×3,500円=56,000円
・両区分の端数合計65分。1時間以上となるため、端数の割合が多い区分で1時間追加
上限額 1時間×2,500円=2,500円
【合計】 補助対象時間 (日中27時間、夜間16時間) 43時間 / 補助上限額 123,500円
※区分ごとの合計時間 (1時間未満の端数は切り捨て) から、補助上限時間を計算します。
※2つの利用区分の端数の合計が1時間以上となる場合は、端数の割合が多い利用区分で、
1時間分を追加して計算します。ただし、端数が30分ずつであれば、夜間区分へ追加して計算します。

補助対象保育料
「保育料 (割引前)」から「クーポン等の割引金額」を差し引いた額が対象経費となります。
174,800円-11,800円=163,000円

選定額
補助対象保育料と補助上限額を比較し、低い方が選定額となります。
補助対象保育料 (163,000円) < 補助上限額 (123,500円) ⇒ 選定額 123,500円